

「新型コロナウイルス対応状況管理システム」に登録されている情報の外部提供について

趣 旨 ・大阪府では、新型コロナウイルス陽性確認者について、クラウド・システム(Kintone)を用いて患者データの情報管理を行っている。
 ・府内自治体における政策立案への活用や、学術研究機関における分析を通じて新たな感染症対策の知見を取得するため、匿名化データの外部提供を行う。

提供するデータ **個人を特定できない匿名化データ**
 ○ 対象データ: システムにおいて管理している全データ 約12,000件 (入院・療養等継続中のものを除く)
 ○ 主な項目: 年代、性別、基礎疾患(国際疾病分類第10版(ICD-10)による22分類)、入退院日等、挿管等治療開始・終了日等
 ※2020年11月中旬以降、現行システムからHER-SYSによる患者管理に移行予定。移行後の新規患者データについては、改めて検討。

対象者 **学術研究及び行政機関における政策立案のために行うことから、提供対象者を以下のとおりとする。**
 (1) 大阪府が設立した地方独立行政法人
 (2) 国及び国が設立した独立行政法人のうち、公衆衛生や感染症対策に係る研究・医療を行うことを目的とする者
 (3) 府内の市町村は当該市町村が設立した地方独立行政法人
 (4) 前3号に掲げる者からの受託者又は共同研究者
 (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学・大学院に属する者、国もしくは独立行政法人が設置する大学校のうち学位が取得できる大学校に属する者(倫理審査委員会の承認が必要)

手 続 き 11月12日より、提供希望者からの申請受付を開始し、データの活用目的・内容等を審査の上、順次提供

(参考)大阪府個人情報保護条例 第8条第2項の趣旨

- 大阪府個人情報保護条例において、個人情報を外部に提供することは禁止されているが、専ら学術研究を目的とする場合等は例外として提供することができるとされている。
- また、その場合においても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することが無いようにする必要がある。



対象者を学術研究機関・自治体等に限定



データを匿名化したうえで提供